

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年 第9回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和3年9月24日(金)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前11時30分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名		会長 齋藤 千松		
出席者	農業委員	(出席人数：11人)		
		2	小川 利雄	
		6	池上 茂	
		7	川鍋 浩之	
		9	横井 貞夫	
		11	上原 美子	
		12	水口 健二	
		13	山崎 勇喜	
		14	大塚 房男	
		15	飯島 優子	
	16	高橋 公彦		
事務局	(出席人数：5人)			
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀	農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主査 中澤 ますみ		
	農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1	農地法第3条(委員会)：公開	
		日程2	農地法第5条(知事)：公開	
		日程3	春日部市農地利用集積計画の決定について：公開	
		日程4	農地法第3条買受適格者証明(委員会)：公開	
		日程5	租税特別措置法適格者証明：公開	
		日程6	生産緑地の取得斡旋について：公開	

	<p>日程 7 春日部市農地利用最適化推進委員の辞任について：公開</p> <p>日程 8 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）：公開</p> <p>日程 9 農地法第 5 条（届出）：公開</p> <p>日程 10 農地法第 5 条（取消願）：公開</p> <p>日程 11 農地法第 5 条（取下願）：公開</p> <p>日程 12 違反転用事案報告</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当：</p> <p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：</p>								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>小川 利雄</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>池上 茂</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>川鍋 浩之</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	小川 利雄	6	池上 茂	7	川鍋 浩之
	議席番号	委員氏名							
	2	小川 利雄							
	6	池上 茂							
7	川鍋 浩之								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第9回総会を開会いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前に運営委員会を開催し、</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (回答)</p> <p>(2) 生産緑地の取得斡旋について (回答)</p> <p>(3) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出のうち、農業委員会が意見を付けた申請案件について</p> <p>以上、3項目について協議したことを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号 農地法第3条(委員会)、1議案2件</p> <p>日程2 議案第2号 農地法第5条(知事)、1議案6件</p> <p>日程3 議案第3号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号 農地法第3条買受適格者証明(委員会)、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号 租税特別措置法適格者証明、1議案1件</p> <p>日程6 議案第6号 生産緑地の取得斡旋について、1議案1件</p> <p>となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番小川利雄委員、6番池上茂委員、7番川鍋浩之委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第10条の、農業委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただ</p>

きます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。

議長

それでは、議事にはいります。

日程1、議案第1号 農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号33番から34番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条（委員会）について、許可申請が2件あったので、審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。

申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。当該案件は、申請人保有農地に不耕作地があり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、令和3年第8回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。代理人及び譲受人に聴き取りを行いました。所有農地の不耕作状態は解消されていないため、農地法第3条第2項1号に該当することとなります。

次に、申請番号34番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号33番について、議席番号12番水口健二委員より報告を求めます。

委員

申請番号33番について報告をします。本案件は、先ほど事務局から説明のあったとおり8月総会からの継続案件です。そのため、令和3年9月17日金曜日に、齋藤会長、小川代理、私と事務局3名で、譲受人と代理人に対し聴き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。譲受人から永沼の不耕作地について、状況を確認したところ、平成30年に購入しましたが、当時は湿田で、土地にも高低差があり、3年間はとても作付できる状態では

なく、現在に至るまで作付が出来るように改善をしていた、との報告がありました。今年に入り、作付の目途が立ち、譲受人も作付の意向を示し、作付計画書を提出すると報告がありました。以上のことから作付計画書の提出がされた後、永沼の所有地の作付を確認してから再度審議いたしたいと考えます。

議長 次に、申請番号34番について、議席番号15番飯島優子委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。

申請番号34番について、濱野推進委員、遠藤推進委員、齋藤会長、高橋委員と私の5名で、令和3年9月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部が盛土されていました。事務局から指導したところ、是正の意思を示したため、9月17日に再度確認したところ、盛土が撤去され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号33番から34番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号33番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当農業委員に意見を求めたところ、先月8月25日の農業委員会から継続審議中で、今回も申請人から作付計画等が提出されていないため、当該申請については事前審査委員5人の合議により継続審議と決しました。

次に、申請番号34番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請農地、及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、事前審査の現地調査においても、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号33番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号

33番と、34番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決に入ります。申請番号33番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号33番を継続審議と決しました。担当委員は継続して調査をお願いいたします。

議長 次に、申請番号34番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号 農地法第3条(委員会)について申請番号34番を許可と決しました。

議長 次に日程2、議案第2号 農地法第5条(知事)についてを議題といたします。申請番号49番から54番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条(知事)について、許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書2頁をご覧ください。

申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は店舗駐車場設置のための敷地拡張です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金計画については金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号50番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、申請者が営むいちご狩り農園の駐車場を設置するための一時転用で、転用期間は8カ月です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続していま

す。雨水は既存側溝で対応します。資金計画については申請者の預金通帳の写しが添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号51番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は既設排水管に放流する計画です。資金計画については、住宅ローン会社の融資承認書及び申請者の預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号52番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。土地利用計画図に図示すべき被害防除措置が、農地に面する位置の一部に設置記載がありません。断面図では被害防除にブロックを設置することとなっています。以上のことから申請書記載が不明確なため、現在指導中です。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝及び水路に放流する計画で、地区長の同意書が添付されています。資金計画については、住宅ローン会社の審査結果連絡票が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号53番、使用貸借設定。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は合併浄化槽で処理後、側溝に放流する計画です。資金計画については、事前審査連絡票が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号54番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は診療所及び介護老人保健施設を営んでいます。転用計画は、平成26年に許

可され、平成29年3月に完了した介護老人保健施設の避難広場及び運動場の拡張です。案内図15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人の金融機関残高証明書が添付されています。転用計画の理由書が添付されていますが、1日あたりの利用人数に対し、拡張規模が適正かどうか、不明確です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

議長 次に、申請番号53番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 担当推進委員に代わりまして、報告いたします。申請番号53番について、中田推進委員より、岡田推進委員、萩原委員の3名で、令和3年9月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部にゴルフ練習場が設置されておりました。また、保有農地に雑草が繁茂しておりました。そのため、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。事務局から代理人に指導したところ、是正の意思を示し、是正中です。以上のことから問題ありと報告がありました。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号49番から50番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号49番及び50番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員についてはお示しした通りです。
申請地の現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。このことから、当該申請について、事前審査委員5人の合議により、許可相当と決しました。

議長 次に、議席番号14番大塚房男委員より申請番号51番から54番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号51番について報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

次に、申請番号52番について報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり土地利用計画図に図示すべき被害防除措置の記載がないため、現在指導中です。よって、埼玉県の審査にあつては、被害防除措置の記載を明確にすることの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号53番について報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人の保有農地の一部において農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため、是正中と報告がありました。そのため、9月21日に事前審査委員5名で保有農地の現地調査を実施したところ、ゴルフ練習場が撤去され、保有農地の雑草は刈り取られており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

次に、申請番号54番について報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、転用計画の理由について、1日あたりの利用人数に対し、拡張規模が適正かどうか、不明確です。よって、埼玉県の審査にあつては、転用面積の必要性を明確にすることの意見を付すこととし、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号52番及び54番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号52番及び54番と、申請番号49

番から 5 1 番及び 5 3 番を別に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 5 2 番及び 5 4 番を許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条 (知事) 申請番号 5 2 番及び 5 4 番を事前審査の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

なお、申請番号 5 4 番については申請面積が 3 0 アール以上のため、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号 4 9 番から 5 1 番及び 5 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条 (知事) 申請番号 4 9 番から 5 1 番及び 5 3 番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、日程 3、議案第 3 号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 3 号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、議案書 4 頁をご覧ください。これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により決定を求められたので、審議を求めるものです。8 月 2 5 日に農業委員に説明し、9 月 7 日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書 5 頁のとおり決定してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

おはかりいたします。本案のうち、申請番号 1 6 番については、農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別

に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。申請番号16番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号16番高橋公彦委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。これより申請番号16番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号16番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号 春日部市農用地利用集積計画の決定について、申請番号16番は原案のとおり決定しました。

この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。申請番号13番から15番、及び17番から24番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号13番から15番、及び17番から24番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、申請番号13番から15番、及び17番から24番は、原案のと

おり決定しました。

議長

次に、日程4、議案第4号 農地法第3条買受適格者証明を議題といたします。申請番号1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第4号 農地法第3条買受適格者証明（委員会）について証明願が1件あったので、審議を求めます。議案書の13頁をご覧ください。対象農地は、市の公売予定地です。買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加でき、落札した場合は農地法第3条の許可申請が必要になります。このため、本案件につきましては、適格者証明の申請人が農地法第3条の許可条件を満たしているか審査するものです。申請番号1番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。公売中の農地を入札するため、買受適格者であることを証明するものです。案内図17頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地法第3条調査書3頁、買受適格証明をご覧ください。所有する農地に建物があることが判明したため、農地法第3条第2号第1号に該当することとなります。

議長

次に、申請番号1番について、議席番号9番横井貞夫委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、報告いたします。

申請番号1番について、上原推進委員、新井推進委員、伊藤農業委員、福山農業委員と私の5名で、令和3年9月13日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に建物2棟があることが判明し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。そのため、現在事務局から指導をしているところです。以上のことから問題ありと意見を述べ報告いたします。

議長

次に、議席番号11番上原美子委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号1番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、保有農地の現地調査を実施したところ、保有農地の一部に建物があることが判明し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。そのため、現在事務局から指導をしているところです。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により継続審議とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号 農地法第3条買受適格者証明、申請番号1番を継続審議と決しました。担当委員は継続して調査をお願いいたします。

議長 次に、日程5、議案第5号 租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号20番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第5号 租税特別措置法適格者証明について申請が1件あったので、審議を求めます。議案書14頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。詳細は議案書のとおり。案内図は20頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は、新規に適用を受けるための新規申請です。申請人は、既に農業経営を開始しており、年間従事日数は200日、今後も農業経営を行うとのことでした。

議長 次に、申請番号20番について、議席番号12番水口健二委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして報告いたします。申請番号20番について、石井推進委員、池上委員、栗原委員と私の4名で、令和3年9月10日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。

議長 次に議席番号11番上原美子委員より申請番号20番の事前審査の報告

委員	<p>を求めます。</p> <p>申請番号20番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号20番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第5号 租税特別措置法適格者証明、申請番号20番について証明書を発行することと決しました。</p> <p>次に、日程6、議案第6号 生産緑地の取得斡旋についてを議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号 生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が1件あったので、審議を求めます。議案書の15頁をご覧ください。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行っています。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。申請番号2番、詳細は議案書のとおりです。春日部市長より令和3年7月26日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、9月22日まで農業委員に斡旋のお願い、及び市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書16頁のとおり、買取希望の申出者はありませんでした、と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第6号 生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号 生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>この際、暫時休憩いたします。休憩中に運営委員会を開催いたします。運営委員は第2委員会室へお集まりください。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>総会休憩中に開催した運営委員会で、農地利用最適化推進委員の辞任について協議しました。このことについて、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決しました。</p>
議長	<p>ただいま、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。これより、議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任について審議を求めます。追加議案目録の2頁をご覧ください。次の者が春日部市農地利用最適化推進委員を辞任することについて農業委員会等に関する法律第23条の規定により春日部市農業委員会の同意を求めます。辞任願いのあった農地利用最適化推進委員は議案書のとおりです。理由は、令和3年9月13日付で、本人から辞任願いが提出されたことによるものです。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任について原案のとおり同意することに賛成の</p>

委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第7号 農地利用最適化推進委員の辞任について原案のとおり同意することに決しました。

議長 次に、
 日程8 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」
 日程9 報告第2号「農地法第5条（届出）」
 日程10 報告第3号「農地法第5条（取消願）」
 日程11 報告第4号「農地法第5条（取下願）」
 日程12 報告第5号「違反転用事案報告」
 つきましては、議案書の18頁から25頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

(事務局より挙手あり)

議長 事務局、お願いします。

事務局 前回、8月総会で議決をいただいた、春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出のうち、農業委員会が意見を付けた申請案件についてその後の報告をします。8月25日、議決をいただいた後、春日部市長あて意見を付して回答を提出しました。その後、9月14日に申請者から春日部市長あて取下願の提出があったことが判明しました。また9月22日に事務局職員が現地を確認したところ、スクリーンでもお示ししたとおり、当該農地にはネギ、大根などが作付けされ、農地として管理されていることが確認できました。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第9回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時30分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____